

第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、平成 28 年度に開催する第 11 回食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を円滑に開催することを目的とする。

（協議事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）全国大会の総合企画に関すること
- （2）全国大会の開催および運営に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第4条 実行委員会は、別表 1 に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。

（役員）

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名

監事 2名

2 会長は、福島県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

（任期）

第7条 会長、副会長、監事及び委員の任期は、実行委員会が設立された日から第 12 条の規定により解散する日までとする。

（会議）

第8条 実行委員会の会議は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- （1）実行委員会設置要綱の制定及び変更に関する事項
- （2）全国大会の基本方針に関する事項
- （3）事業計画及び予算に関する事項
- （4）事業報告及び決算に関する事項
- （5）その他必要な事項

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、会長が議長を務める。

4 委員が会議に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理人を出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。
- 7 会長が必要と認めたときは、委員に対し、書面により意見を求め、その回答をもって会議の審議に代えることができる。
- 8 前項の規定に関わらず、会長は、緊急を要するときは、会議で審議すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

(部会)

第9条 第3条の協議事項を具体的に協議するため、実行委員会の下に部会を設置する。

- 2 部会は、別表2に掲げる実行委員会に所属する運営責任者・担当者等により構成する。
- 3 部会に座長を置き、各部会において互選により選出する。
- 4 部会は、座長が招集し、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、福島県食育推進庁内連絡会議に事務局を設置する。

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(解散)

第12条 実行委員会は、第2条の目的を達成した後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、解散する。

(残余財産)

第13条 全国大会終了後、残余財産がある場合は、福島県に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。